

令和元年度
法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 令和元年6月21日(金) 自 午前10時00分
至 午後12時04分

第2 場 所 法務省1階会議室

第3 議 事 次のとおり

議 事

官房長 それでは、時間がまいりましたので、これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます法務省官房長の川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たりまして、平口法務副大臣から挨拶を頂きます。お願いいたします。

法務副大臣 外部有識者の皆様方におかれましては、御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の公開プロセスでは、外部有識者の皆様方に当省の事業の点検をしていただくこととしておりますが、無駄の削減のみならず、同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないかといった、事業の効果をより高めるための見直しを行う大変重要な機会であると考えております。

今回、公開プロセスの対象に取り上げる二つの事業につきましては、それぞれの事業の在り方や予算の執行に関し、皆様方から率直な御意見を頂き、今後の予算要求に向けての検討に活用していく所存でございますので、本日は活発な御議論をお願いいたします。

簡単でございますが、以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

官房長 ありがとうございました。

開催に当たりまして、本日御審議を頂ける外部有識者の委員の方々を御紹介いたします。

50音順で御紹介させていただきます。

津田塾大学教授の伊藤由希子委員です。

伊藤委員 伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

官房長 公認会計士の井上東委員です。

井上委員 井上と申します。よろしくお願いいたします。

官房長 慶應義塾大学教授の大屋雄裕委員です。

大屋委員 大屋でございます。よろしくお願いいたします。

官房長 産業技術大学院大学教授の瀬戸洋一委員です。

瀬戸委員 瀬戸でございます。よろしくお願いいたします。

官房長 ソニー株式会社法務・コンプライアンス・プライバシー部プライバシーマネジメントグループゼネラルマネジャーの竹澤香織委員です。

竹澤委員 竹澤です。よろしくお願いいたします。

官房長 笹川平和財団常務理事の茶野順子委員です。

茶野委員 茶野でございます。よろしくお願いいたします。

官房長 なお、本日の取りまとめ役につきましては、瀬戸委員にお願いすることといたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、審議の流れについて、簡単に御説明します。

まず初めに、事業の概要等について、担当部局から説明があります。次に、会計課長から、論点等について説明をいたします。その後、約40分程度御審議を頂きながら、各委員の皆様には、コメントシートに御記入いただき、その集計結果に基づき、瀬戸委員より、評価結

果案及び取りまとめコメント案を各委員に提示していただきます。

次に、それぞれの案に基づき、委員の皆様にご議論していただいた上で、瀬戸委員において必要な修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表していただくこととしておりますので、議事の進行について、御協力をお願いいたします。

本日は、官腰行政改革担当大臣に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

行政改革担当大臣 よろしくお願いいたします。

官房長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題1の「保護観察の実施」について審議いたします。

保護局から、5分程度で説明をお願いします。

説明者（保護局） 法務省保護局総務課長の瀧澤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。

保護局の対象事業は、「保護観察の実施」でございます。

この事業につきましては、資料1ページの行政事業レビューシートの事業概要に記載しておりますとおり、矯正施設に収容された方の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰に資するとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が実社会の中で改善更生できるように、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を行うというものでございます。

政府においては、平成24年7月に、再犯防止に向けた総合対策を犯罪対策閣僚会議で決定し、令和3年までに刑務所への2年以内再入率を16%以下にするという数値目標を設定しました。

なお、平成29年出所者の2年以内再入率は、これは速報値でございますが、16.9%となっております。

この政府の数値目標の達成に向け、保護観察対象者の再犯を防止するに当たっては、無職者の再犯率が有職者の約3倍であるということから、再犯リスクとなる無職や不安定な就労を防ぎ、適切な就労先の確保と職場への定着によって、保護観察対象者の生活の安定化を図ることが極めて重要でございます。

そこで、今回の公開プロセスにおいては、保護観察終了時の無職者を減少させるため、保護観察所が民間の事業者へ委託して、寄り添い型支援を実施している「更生保護就労支援事業」について、より効率的で効果的な在り方という観点から、御意見を賜りたいと考えております。

なお、この点につきましては、後ほど会計課から御説明いたしますけれども、資料11ページの論点等整理シートに記載してある論点について、保護局の考え方を若干補足させていただきますと、雇用基盤整備業務について、平成31年4月1日現在で、2万2,472社が協力雇用主として登録いただいているところ、今後は、保護観察所による丁寧な働き掛けを積み重ねることで、実際に雇用いただける事業主を掘り起こしていくことから、雇用基盤整備業務を廃止することを検討しております。

他方で、再犯リスクを減らすためには、生活の安定、すなわち就労継続、職場定着が重要であることから、新たに職場定着支援業務を実施することを検討しております。

さらに、実施庁につきましては、現在実施している18庁に加えて、本日の委員の皆様か

らの御意見を踏まえ、事業実施の必要性が高く、効果が期待される庁を選定し、実施することを検討しております。

次に、先日の事前勉強会で頂戴しました宿題について、若干御説明いたします。

まず、資料12ページ上段のポンチ絵の効果の部分、一番下に「効果」というオレンジ色の欄がありますが、ここを御覧いただきたいと思います。

井上委員から頂戴いたしました成果目標について、測定指標として設定すべきではないかという御意見を頂いたものと認識しておりますが、更生保護就労支援事業の効果というものは、保護観察終了者に占める無職者の割合に含まれていると考えております。

その趣旨といたしましては、本事業では、自力で就労確保が困難な者を対象としていることから、対象者ごとに抱える問題が異なり、就労に至るまでの手続が様でなく、様々な手間がかかるわけですが、このもろもろの手間をかけたからといって、就労に至らないという場合もあるわけですが、そういう意味におきまして、一律の目標値を設定することは、やや難しいのではないかと考えております。

その上で、現在お示しできる数値として、平成30年度における18庁全体の就職活動支援見込件数に対する就職活動支援実施件数の割合を記載しております。

また、再犯防止に関する政府目標として、2年以内再入率を16%以下にすることと、刑務所出所者等を実際に雇用している事業所数を1,500社にすることを記載しております。

次に、資料15ページと16ページを御覧いただきたいと思います。

大屋委員から頂戴いたしました支援対象者属性別の支援の効果について取りまとめたものでございます。

調査結果の概要を(2)のアからエに記載しておりますが、その中でも、16ページ一番上のウの「保護観察の種類ごとの就職率」を見ますと、矯正施設に収容されていた少年院仮退院者や仮釈放者の就職に、更生保護就労支援事業が有効であることが分かります。

また、その下のエの「罪名ごとの就職率」について見ますと、全てのカテゴリーで総合的就労支援対策の支援対象者と同等以上の成果が認められるものの、覚せい剤取締法違反等の就職率がいずれも低いことについて、更に分析を行う必要があると考えております。

このように、犯罪者で自力での就労確保が困難な者という、一般的に考えて、就労に向けて相当にハードルの高い方、特に総合的就労支援対策の支援では不十分な方に対して、就労支援員が対象者の意向等を丁寧に聞き取ったり、あるいは、今後の生活の展望についてアドバイスをしたり、日頃から顔の見える関係を築いている協力雇用主の下での就労に結び付けるという寄り添い型の支援が功を奏しているのではないかと考えております。

保護局からは以上でございます。

官房長 次に、本案件の論点等について、会計課長から説明をお願いします。

会計課長 それでは、論点として考えられる事項について御説明させていただきます。

資料の11ページの論点等整理シートを御覧ください。

再犯防止については、政府全体の喫緊の課題でありますところ、保護観察中の再犯率を比較しますと、無職者が有職者の約3倍であるなど、不安定な就労が再犯リスクとなっております。

そのような状況の中で、保護観察所においては、新たな就労支援策として、平成23年度から、更生保護就労支援事業を実施しておりますけれども、平成29年12月15日に閣議

決定されました再犯防止推進計画において、同事業を活用した就労支援の充実ということが盛り込まれました。

そこで、同事業の在り方について、今後改善の余地がないか検討する必要があると考えておりました、これに関連する論点といたしましては、大きく三つが考えられます。

一つ目は、業務の合理化等についてです。

更生保護就労支援事業については、先ほど保護局からも説明がありましたとおり、就職活動支援と雇用基盤整備という二つの業務を委託しておりますけれども、現状の業務が効果的に行われているか、より効率的かつ効果的な事業とするために、これらの業務の合理化を図ることができないかといった点が論点になるのではないかと思います。

二つ目は、事業者に対するフォローアップについてです。

これは、1点目と関連しますけれども、より効果的な事業とするために、就労の継続を目的とした支援対象者や事業者に対するフォローアップを実施するべきではないかといった点が論点になるのではないかと思います。

三つ目は、実施庁についてでございます。同事業は現在、全国18庁で実施しておりますところ、今後の実施庁の展開について、全国一律で実施すべきか、あるいは、近年の保護観察事件の減少等を踏まえた実施庁とすべきかといった点が論点になるのではないかと思います。

もとよりこれに限られるものではございませんけれども、以上が「保護観察の実施」に関して、論点になるのではないかとと思われる点でございます。

以上でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いします。

説明者は、委員の御質問に対しては、簡潔明瞭にお答えを願います。

では、お願いいたします。

どうぞ、井上委員。

井上委員 井上でございます。御説明ありがとうございました。

今、説明の中で、手間をかけても余り効果がないケースもあるとか、個々人が結構多様なきめ細かい支援をしているということで、要は、一人一人事情が違うということをおっしゃったと思うんですけども、正にその部分がですね、非常に大事だと思っているんですね。

ただ、手間をどこにかけるのかというのは、やはり分析が必要だと思うんですよ。どういう支援。どういう対象者の特性があり、その対象者にはどういう支援をすれば、さっき副大臣がおっしゃったように、限られた予算の中で、より効果のある政策ができるのかというのは、正にその前提がないと。ただ手間がかかるからこれは効果がありませんというのでは、余りにも次のステップに進めないんで、まず、どういうやり方が効果があるのかという研究、それには特性が重要だと思います。

もうそれは、政府の中でも、私の理解では、了解されていると思っています。というのは、再犯防止推進計画を読ませていただきますと、基本方針の中に、「5つの基本方針」があるんですけども、その2番目に、「犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。」、「特性に応じ」と入っているんですね、しっかり。

④にも。5つの中の二つに入っているんですね。④にも、「再犯の防止等に関する施策は、

犯罪及び非行の実態，効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ，必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う」等々と書いてあるんですね。

その部分の，突っ込みというんですかね，調査が私は以前から少ないと思ってまして，これは，基本的にはPDCAサイクルです。PとDはやられているので，Cのところの突っ込みは，例えば再犯する方の率が，雇用される，有職者になると3倍再犯率が減りますという，じゃあそれ，何でなんですかという研究がまずあるのかないのかですね。

その研究があって，じゃあ何で3倍も減ったのかという，それは何が功を奏したのかという研究があって，じゃあ，それはただ就職させるだけではなくて，当然辞められる方もたくさんいるわけで，こういうところに就職すると，こういう効果があって，その方の，犯罪者の精神状態なり生活環境にこういう効果を及ぼして，こうなんだという，一つの仮説でもいいんですけれども。そういったものを踏まえて，次のAにいくと。PDCAのC。このCの部分の私はすごく強調したいんですね。

だから，そこはやはり研究というものが欠かせない。今申し上げた政府の方向性もそうですし，今日の資料の中でも，フォローアップの資料が付いています。ページ数でいきますと，21ページです。

フォローアップの中でも，この「課題」のところなんですけれども，課題の2番目の下から2行目，「雇用管理や職業能力の開発等に関するきめ細やかな専門的支援を行う」と。では，どうやったらきめ細かい，どの部分にきめ細かい，どういうやり方でこの支援を行うかと。これも当然，その前提がなければできない話なので，ここにも必要だと思われまして，その下の「対応策」の3番目も正に，「雇用主に対しては，職場の様子を観察しながら，出所者等の特性の理解」と書いてありますよね。

だから，やっぱりここは，「特性の理解」，これだけ出ているわけなので。本当にそこは真剣になって，この特性というのをしっかり把握した上で，次のステップに行かないと，EBPMという政府の方針にも反しますし，PDCAサイクルも回らないということになるので，そこはちょっと強調しておきたい。研究的なことにもっと力を入れてやるべきだというのが重要。それを前提にして施策をすべきだ。次の，実施庁を増やすにしても，ただ増やすだけでは余り意味はなくて，やっぱり増やした分だけ，増やすということは，データもたくさん取れるわけなので，やっぱり研究的にもすごく有効な部分もあると。

では，何を研究するのかというのを前提において，今の15では足りないから50に増やしましょうとか，やっぱりそういう次のステップが見えてくるので，今だと全然，そこが少なくとも見えてきていないので，そこを私はお伺いしたいというのが1点。

もう1点は，連携に関してなんですけれども，協力雇用主を1,500社。ただこれ，来年4月1日までに1,500社。事前勉強会で聞いたら，現状945ということで，555，この数か月で伸ばさなければいけないと。このあたりも課題かなと。

ただ，この1,500が一体どういう意味なのかということも，目標を立てる上での事前分析がどの程度できて，1,500とおっしゃっているのか。945がいいのか悪いのかの判定も，ちょっとできないんですけれども，少なくとも今，1,500に対しては，かなりそこは遅れていると言わざるを得ないので，その原因も御説明いただきたいと思っています。

以上2点お願いします。

官房長 では，保護局，お願いします。

説明者（保護局） まず、第1点目でございますが、確かに井上委員御指摘のとおり、若干、研究部分が足らなかったというのは、私どもも反省しているところでございます。

これ非常に、多様な要素、変数が非常に多いんだと思います。ですので、特性という、一言で言うと簡単なんです、突っ込んだ研究をすると、かなりいろんな要素で考えていかなければいけないと思っております。このやり方については、また工夫をさせていただきたいと思っております。

それから、1,500という目標ですけれども、これは、特に特性うんぬんということも考慮して設定されたというよりは、当初の目標設定をした時の、実際に対象者を雇っておられる協力雇用主さんが、500をちょっと切っていたような数字であったと記憶しております。それをもっと増やそうということで、3倍と、その3倍にしようということで、1,500という数字が出てきたと認識をしております。

この決め方がどうかという問題はあろうかと思いますが、数値目標、とにかく増やすという目標をちょっと高めに掲げて、一生懸命取り組もうという趣旨ではないかと考えております。

説明者（保護局） 付言をさせていただきますと、正に委員御指摘のとおりでございますけれども、それを踏まえまして、今年度、そういった要因分析を本格調査研究をすることとしております。

それから、もう1点なんですけれども、これは民間の動きとして、今まで蓄積してきたノウハウの一般化・体系化・理論化というものについても重要ですので、これは民間の動きとして、そういうのがある、我々はそれを支援をして、共有を図っていくということを今考えているところです。これも、今年度中にやるということにしております。

官房長 井上委員、よろしいですか。

井上委員 正にもう枠組みというか、形式から実質へという、正にそういった、今変化する変化点にいますので、数を追うということももちろん大事なんですけれども、やっぱり質に、ウエートの掛け方が少し少ないんじゃないかなという感じがしますので、引き続きよろしくお願いします。

官房長 では、ほかの委員の方。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 御説明ありがとうございます。

また、本事業に関しましては、就労支援事業所及び更生保護施設の事前視察の機会も賜りまして、この場を借りて御礼申し上げたいと思っております。

また、個人的にお願いした結果、資料の13ページと14ページに掲載されております無職者率、それから再犯率、協力雇用主の拡大に関する各保護観察所別の原データを頂戴いたしました。

せっかく頂いたデータですので、このたび分析をいたしましたので、簡単に御紹介するとともに、何でそういう分析をしたのかということについてもお話をしておきたいと思っております。

13ページを見ていただきますと、確かにこのように、効果が実施庁で出ているということが、数的に分かりやすく示されてはおりまして、これはこれで重要なデータだと思いますが、ちょっと解釈に気を付けなければいけない点が3点ほどございます。

1点目は、こちらが平均値のデータであるということです。つまり、幾つかの庁をまとめ

て平均を出したものであるので、分散がどの程度であるかによって、この差が統計的に有意であるかどうかまでは判断ができないということ。

そして、2点目、年次の効果があり得るということです。年次とともに、例えば雇用状況が改善しているとともに事業も拡大している。そうすると、事業の拡大の効果であるのか、単に年次の効果であるのかが分からないということ。

そして、3点目に、地域の効果といいまして、地域別に雇用情勢が良いところと悪いところとあるので、それもこういった結果に影響を及ぼし得るであろうということが考えられますので、今回、回帰分析、差の差の分析という一般的な統計手法を用いまして、分析をいたしましたところ、大変興味深い結果が得られました。

まず、協力雇用主の拡大につきましては、これは事業を実施した効果が非常に高く認められるということが分かりました。つまり、年次的な効果ないし地域的な要因をコントロールした上で、取り除いた上でもなお、この事業をやったかやらないかによって、プラスの雇用主の開拓数というものが得られていると。

ただ、アンケート結果にもございましたように、協力雇用主の数が拡大したからといって、マッチングが必ずしもうまくいっているわけではない。半数以上の協力雇用主にはコンタクトすらないというようなアンケートも出ておりますので、今後はこの点でのマッチング、せっかくパイを広げたがというような環境をいかしてのマッチングが課題であろうかと思われれます。

次に、無職者数の減少についてですが、これは年次的に、やはり雇用状況が改善するとともに、無職者数は減っておりますが、その年次の効果を取り除いても、なお有意に3%程度減少、つまり無職者を減少させる効果があるということが示されております。

ただし、地域の効果を入れてしまいますと、この有意差がなくなりまして、要は事業を実施しているのが、そもそも無職者数が多い、つまり規模の大きな保護観察所から実施している、つまり、どちらかという、都市圏の事業所から実施しているということで、そのような地域効果、つまり雇用、引き取り手がどうか、協力者が比較的多い地域からやっていることの効果ということで、ある程度相殺はされるということが分かりました。

3点目、再犯率に関しましては、これは年次効果と地域効果を入れてしまうと、残念ながら有意な結果にはなりませんでしたが、これはある意味、妥当といえますか、就職支援をしたからすぐに一足飛びに再犯が防げるかという、これはやはり、地道などうか、もう少しフォローアップ等も含めた長期的な、時間がかかる政策変数でありますので、この点で有意な結果ではなかったとはいえ、非常に妥当な結果が出ていると考えられます。

付言いたしますと、この就労支援事業というのは、保護観察者の全体に必ずしも行き渡っているわけではなく、御紹介がありましたとおり、特に犯罪歴等々の観点、それから病歴等の観点から、就労支援が著しく困難であると、つまり難しいケースを外部委託というか、委託をしてやっている中で、全体の中では16%、視察した横浜では、10%に満たない数の対象者しか受け入れられないという制約がある中では、非常に全体に対するインパクトを与えている結果が出ていると考えられますので、こうした支援をより拡大していくつか、効果が、だんだんいろいろ広げていくにつれて、コストパフォーマンスという点では難しい点も増えてくるかと思いますが、この事業をやはり継続して、根気強く取り組んでいくことが必要ではないかという考えを持ちました。

そして、先ほど井上委員がおっしゃられたように、やはり今後は、15ページ、16ページにあるような、追加していただいた、どのような背景の人がどのような支援の、数として、どれぐらいいらっしゃるって、そして支援に至ったのかという、こういう属性情報というのは、やはりある程度、各保護観察所の中でも統計として整理していただいて、こういった、今回やったような分析に掛けられるように、つまりこれは、これ自体は個人情報ではないわけですので、こういった情報を整理していただいて、より、どういう方にどういう支援を、どれぐらいの期間すればよいのかといった点で、統計的なエビデンスが出せるのではないかと。

今回、私がデータをお願いしたときに、快く御提供いただいて、非常に情報の透明化、情報の開示に、省全体としても努めていらっしゃるということがひしひしと感じられまして、それに関しまして、改めて感謝を申し上げます。以上でコメントを終わりたいと思います。

官房長 この点について、保護局、何かありますか。

説明者（保護局） 貴重な御指摘ありがとうございます。

私ども、なかなか統計学の手法を用いた分析というところまでは、手が回っていなかったようなところもございまして、今回、伊藤委員から、こういった分析に基づいて御意見いただいたのは、非常に貴重だと思っております。ありがとうございました。

官房長 伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 はい、ありがとうございます。

官房長 では、瀬戸委員、お願いします。

瀬戸委員 先日、視察の機会を頂きましてありがとうございます。やはりこの法務省のレビューシートにない文言、数字じゃない、現場のいろいろ御苦労が分かりました。

2点ほどあります。

1点目は、1ページの一番最後のところですが、性犯罪者処遇プログラム、効果が上がっていないですね。数値が落ちている。目標が91%に対して、成果実績、落ちていますよね。

これは、何らかの対策、コアプログラムについての対策を実施しているのかという点が1点。

2点目は、先日、更生保護施設等を見学させていただきました。人と物とかの不足もあるのですが、やはり一番の重要な点は国民理解だと思います。

施設を作るにも、刑期終わった方が30人ぐらいまとまっていると、自分の家の隣に。これは、理念としては重要だと分かるんですが、現実問題として、ちょっと受け入れられない住民の方もいらっしゃる。

法務省としては、この辺の国民理解ということが、このレビューシートに何も書いていないですね。現場任せなんですね。これは現場任せ、現場はお金がない、人がいない中で、きゅうきゅうとやっている。

そういう国民の理解とか市民の理解に対する施策というのは、どうしているのかということをお聞きしたい。

以上2点です。

官房長 では、保護局、お願いします。

説明者（保護局） まず1点目、お答えしたいと思いますけれども、性犯罪者の処遇プログラムでございますけれども、ちょうど本年度から、性犯罪者の処遇プログラムの改定に向けた

調査研究を正にさせていただいているところです。

趣旨としましては、プログラムを策定してから、もう10年以上経っているところでございまして、このプログラムの基盤となっている認知行動療法の考え方、これの理論を最新版にアップデートするための、今正に調査研究をしているということでございまして、それを踏まえて、新たなプログラムを作って、施策に取り組んでいくということを今考えているところでございます。

瀬戸委員 ちょっと遅いのではないんでしょうかね、今からというのは。

説明者（保護局） 本年度、調査研究をして、その新しい理論モデルを導入していくと。それを踏まえて、この法務省で、保護観察の中で使えるプログラムにアップデートしていくということを考えて……

瀬戸委員 そういう問題意識はなかったのでしょうか。デジタル社会が起こりまして、いろいろな社会的な事情も変わってきますよね。この数値を見ていて、3年連続落ちているわけですよ。

現時点で問題意識を持つんじゃないかと、もうちょっと前に持つべきじゃなかったんでしょうかと。

説明者（保護局） 正にそれは、委員おっしゃるとおりだと思いますけれども、いろんな施策の優先順位とか状況もございますので、それを踏まえて、今の時期になっているということでございます。

次に、2点目、国民の理解の関係でございますけれども、これは、先生方も御案内かどうか分かりませんが、法務省が主唱しまして、「社会を明るくする運動」というものを実施しております。今年69回目で、来年70回を迎えるわけですがけれども、何だそれと、今先生方思われているのが、それが正に今の国民の皆様の認知度だというふうに、我々理解しているところでございます。

そういった社会を明るくする運動といったものを地域の中で行っていくことで、先日御覧いただいた更生保護施設の関係もそうですけれども、地域の人たちに、立ち直りを支える、そういう活動が大切なんだというのを地道に訴えて、御理解を求めていくということをやっているわけでございますけれども、それについては、この行政事業レビューの中には、測定指標として、項目としては入っていないというのは事実のとおりでございます。

説明者（保護局） 重ねましてですけれども、今の私どもの保護の取組として、再犯防止推進法に基づきまして、今、地方自治体に、地方における再犯防止の推進計画の策定をお願いしているところでございます。

これに基づきまして、市民の方々、地域の方々に、この事業の大切さですとか、私どもができる支援といったものを盛り込んでいただくということで、働き掛けをしているところなので、もちろん就労支援で、事業者さんの理解の拡大ももちろんなんですけれども、そういった多方面からの働き掛けを今やっているところということで御理解いただきたいと……

瀬戸委員 例えば、理念として、重要性は分かっているのですよ、国民は。ただ、自分の家の隣に、刑期終わった30人の、例えば犯罪者だった人たちがいることに対して、やっぱりなかなか難しい問題がありますし、職場でも、やはり犯罪者の方が来た場合、どういう影響があるかとか、具体的に心配があると思うのですよ。

そういう個別の草の根のところをクリアしないと、国民の理解というのは得られないんじ

やないかなと思いますけれども。

説明者（保護局） 正におっしゃるとおりだと思います。私どもも地道に、民間の方々と手を携えてやっていきたいというふうに思います。

瀬戸委員 これは理念の問題ではないのですよね。理念はみんな、良いことだと分かっているのですよ。ほとんど国民が。ただ、現実問題として、どのように受け入れるかということをもうちょっと何か、自治体交えて検討していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

だから、それが明示的にこの中に書いていないというのは、ちょっと問題じゃないかなと思います。

説明者（保護局） 御指摘ありがとうございます。持ち帰りまして、また引き続き検討させていただきたいと思っています。

官房長 瀬戸委員、よろしいですか。

瀬戸委員 はい。

官房長 ほかに。では、竹澤委員お願いいたします。

竹澤委員 ありがとうございます。

この事業、とても意義の大きいものだと思います。是非引き続き、継続してやっていただきたいと思っています。その中で、3点ほど、コメントと質問がございます。

一つは、先ほど井上委員からコメントございましたけれども、特性に着目して、そういった分析を通じて対応していくというのは、とても大事なことだとは思いますが、頂いている数字を見ますと、どのカテゴリーにおいても、就職率としては上がっていらっしゃるところがありますので、その特性をいかして支援をしていくというのは大事ですが、特定のカテゴリーの方だけを対象にするというような形は望ましくないのではないかなと思います。

それから、もう一つが、20ページにある保護観察終了時の無職者数の割合で、実施庁と実施庁以外の率を頂いているんですけれども、実施庁数を増やしていくかということに関しまして、こちらを拝見させていただくと、実施をしていないところでも、すごく低いところがございます。ここがどうしてうまくいっているのかというところの分析をしていらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、そこをもし理由を把握していらっしゃったら教えていただきたいということと、やっぱりこういった、うまくいっているところは、なぜうまくいっているのか、うまくいっていないところ、そういう意味では、実施庁の中でも若干、率が高いところもございますので、その分析というのをよくしていただいて、いかしていただくと、今後の実施庁の検討をしていただく上でも、その分析をいかしていただくとよろしいのかなと思います。

3点目なんですけれども、先ほど、定着支援の方に切り替えていくということをおっしゃっていただきましたけれども、私も、その方向がとても良いことだろうと思います。

定着支援をしていくというところは、比較的長期の話になっていきますので、今回、基本的に委託事業については、単年度の契約と伺っておりましたけれども、複数年、ある程度の長期的な形をお願いしていくのもよろしいのではないかなと。そのときに大事なものは、やはり、どうやって目標値を設定するかというところだろうと思います。

目標値を設定して、そこをきちんとモニターしていく、場合によっては契約を見直すとい

った、そういったところを入れながらも、複数年を確保させていただくというのも、一つ検討させていただくとよろしいのではないかなと、その3点です。

官房長 では、保護局、お願いします。

説明者（保護局） まず、1点目の特定のカテゴリーの方だけを対象にと。確かに、竹澤委員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、なかなか、やはり予算もかかるというところもございまして、若干不十分な部分はございますけれども、現在は、就労が特に困難という方をまず、そこから手当てをするというところで、また必要があれば、もう少しその範囲を広げていくというようなことも検討してまいりたいと考えております。

それから、非実施庁でも低いところがあると。これは、井上委員からの御指摘とも重なる部分があるかと思いますが、私ども、まだその辺りの分析が上手にできていないと。伊藤委員からも御指摘ありましたけれども、やっぱり地域によって、同じ、日本全体としては景気がこうだけれども、地域的にちょっと差があるとか、あと、協力雇用主の方々は、非常に小規模な事業者の方も少なくないので、たまたまそこが空いているとか、空いていないとかというところも影響してくるかと思えます。

若干そういう複雑な要因が絡み合っていくところがあるかと思えますので、これは井上委員にもお答えしたとおり、今後もう少し、そのあたりをよく分析をして、できるだけベストプラクティスに近付けていきたいと考えております。

それから、最後、3点目、複数年契約、これは正に、御見学いただいた横浜の事業所で話に出たところもございまして、確かに単年度契約ですと、翌年落札できるかどうか分からない。したがって、就労支援員の雇用にもかなり影響があるという、これは非常に大きな問題だと思っております。

他方で、やはり金額が張るものですから、原則として入札ですというのが、会計法令による定めという部分もございまして。ですので、ちょっとこの問題、そう簡単には解決、良い解決策がぱっと出てくるわけではございませんけれども、何か良いやり方ができないかということも少し検討してまいりたいと思えます。

官房長 竹澤委員、よろしいですか。

竹澤委員 はい、ありがとうございます。

官房長 ここで、審議の途中でありますので、そろそろお時間となりますので、審議をしながら結構ですが、お手元のコメントシートに記入をお願いいたします。御記入が終わりましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、茶野委員、御発言をお願いいたします。

茶野委員 ありがとうございます。

11ページの論点整理シートに書いてある、今後実施庁については全国展開をした方がいいんじゃないかというような、実施庁あるいは地域の現状ということと、それから、先ほどの今後の職場定着支援、21ページにある中で、民間のノウハウというところが書いてあります。

その兼ね合いとか関係性について、ちょっと御質問したいんですけども、民間のノウハウをいかしたというところを書いてあって、その下に、具体的にはどういうことかということも書いていらっしゃると思うんですけども、先ほどから議論に上っている調査結果、

あるいは、どういうやり方であればうまくいくか等の研究をなさっているという、その成果をちゃんと民間に伝達することが必要であろうということが一つであって、これから新しい地域をもし増やした場合に、そこの担当の方たちが、初めから全てトライアル・エラーで学んでいくというよりは、やはりそういう調査研究の結果をいかすというような工夫をされるのが効率的な運営ではないかというのが一つ。ただ、民間といった場合に、実施庁にちゃんとした受け皿があるかどうか、あるいは、どのような組織に、非常に重要な就職支援であったり、それから定着支援であったりということを任せるべきかという御検討も、やはり地域だけ、あるいは人数の多さとか経済的な動向とか、そういうことを考えられるのと同時に、どういう民間組織があって、そこにどういうノウハウが、あるいは知識等があり、実行力があって、そこに、今回の調査結果等をフィードすることで効率的な運営を目指すというやり方をされるのが、一つの事業の効率化に結び付くのかなと思います。私は、現在の実施庁だけではなく、この試みを、いろいろなところで実施されるのがいいと思っておりますけれども、効率的な運営ということを心掛けていただくのが重要と思います。よろしくお願いいたします。

説明者（保護局） ありがとうございます。

先ほど、ちょっと遅まきながら、もう少し、井上委員御指摘の分析というものをさせていただくということで、お答え申し上げたところですけれども、これについては、民間の委託先にも情報共有をさせていただいて、より充実した就労支援につなげていただくよう活用いただくと、そういう形でやらせていただければと考えております。

それから、全国展開というところなんですけど、ここは私どもも、茶野委員御指摘のとおりで、やはりこういう民間のノウハウを十分に持った方、単にマッチングと一言で言っても、やはり事業者側の事情もよく知っていなければいけないし、就職する側の事情もよく知っていなければいけない。これは、横浜の事業所を見ていただいておりますので、かなりスキルが必要なんだと思っております。

それに耐え得るようなところがないところは、なかなか難しいんだろうというところですので、そういったことも考慮しつつ、やっていきたいと考えております。

また、もちろんのことながら、経費を無駄に使うというようなことはあってはならないこととございまして、できるだけ効率的に効果的にやらせていただきたいと思いますと思っております。

茶野委員 ありがとうございます。

官房長 大屋委員、お願いいたします。

大屋委員 大屋でございます。

私から事前にお伺いしたことについては、大分お答えいただいたと思っておりますので、ありがとうございました。

全体として見ますと、伊藤委員からお話があったとおり、直感的にもそうかなと思っただけけれども、事業全体の有効性はあるということが確認されたということで、すばらしいことだと思っておりますのですけれども、やっぱりこの事業の一つの特徴というのは、非常に多彩なものが混入していると。つまり、保護観察という制度に、最後に流入してくる入り口の方でも、ここでも分析されているとおりですが、少年事件の保護観察処分のケースであるとか、執行猶予のケースであるとか、成人の仮釈放のケースであるとか、様々なものがあります。

もちろん、当事者の属性についても、罪名ごとで相当の差がありますという中で、もちろん予算が無限にあったら、効きそうなのは全部やりましょうということでやればいいんだと思うんですけども、残念ながらそうもいかないという事情がある中では、まず一つ目は、できるだけ有効そうなところに、この施策の対象を集中させた上で、無効そうであると、あるいは非常に効きにくいということが分かったところには、別の施策を考えるということが必要になってくるのだらうと思います。

その意味で、伊藤委員が強調されたところではありますが、もうちょっと分析をして、有効・無効の見分けというのをしないといけないということだらうと思いますし、いろいろあって大変になるとは思いますが、EBPMの観点からいいますと、年間2,000件あって、2年ぐらいで一応データが出るというのは、かなり実はやりやすい方だという気はいたしまして、これが例えば、相手が林業だと効果検証に40年かかりますので、それに比べると、やはり統計的な処理とか研究がしやすいものかと思っておりますので、是非それを進めていただきたいと思っております。

特に今回、非常にちょっと、頂いた資料で印象的だったのは、16ページの罪名ごとの就職率のところでした、覚せい剤と性犯罪について、基本的には、やはり就職率が低いというのは、想定されていた事態だったわけですが、このうち性犯罪については、本事業の対象となった者については、かなり実は改善をしていると。

一方で、覚せい剤については、上がっているけれども、これ多分、余り有意性ないというぐらいになっていると。すると、同じように見えても、やっぱり効く効かないが大分違うといったようなことが、こういった数字から見えてきますので、これをいかにすることが必要ではないかと思いました。

ただ、見直しの方向性についてなんですけれども、先ほど伊藤委員からお話があったように、実は企業の拡大ですね、受け入れ企業の拡大のところについてはかなり、この事業が有効であったことが分かっているということなので、提案されている見直しの方向性というのが、有効であったところをやめて、フォローアップという未知の荒野に踏み出そうというもののように思われると。

もちろん、拡大がもう一段落付いていて、ここでいいだらうという判断であれば、それはあり得るんですけども、本当にそれでよいかということは、ちょっと考えなければいけないと。

もう一つは、フォローアップも有効だらうと思われるし、有効そうな結果が、例えば現地視察で見せていただいた横浜なんかでは、神奈川県の実業でやっておられるので、結果はある程度見えていると思うんですね。

ただ、その有効性を一応ちゃんと検証していただく必要があるというのと、逆に言うと、神奈川県さんがやっているから、そこにあえて法務省さんが踏み出す必要があるのかといったようなことも問題になってくるだらうと。

このあたりは、実は、雇用拡大のところは、厚労省さんの事業とも関係があるということも伺っていますので、複数の省庁さんと地方自治体の間で、どこをどう担当していくかということについて、コンセンサスを作っていただく必要があるのではないかと考えております。

全体的には、繰り返しますが、単なるコメントに終わりますけれども、非常に公益性の高い事業だと思っておりますし、有効なことも見えてきておりますので、是非着実に推進して

いただきたいと思っております。

以上です。

官房長 何か保護局の方でありますか。

説明者（保護局） 御指摘ありがとうございます。

まず、有効なところに資源を集中すべきというのは、これは全くおっしゃるとおりだと思っております。そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

もう一つ、雇用基盤の拡大ですけれども、これは今、協力雇用主さんが2万2,000社ということで、むしろ、現実に雇っていただいている方がなかなか伸びないという状況でございます。ここは私どもとしては、これ以上確保する必要は薄いのではないかという一応の判断をさせていただいているところでございます。その前提で、むしろ定着支援の方に行かないと、約半数の方が半年ぐらいの間に離職してしまっていて、再犯リスクが高まるという事態になっておりますので、そこを手当てしたいという趣旨でございます。

その点に関して、では財源をどうするかと。確かに神奈川県は、県が非常に理解を頂いております。そういう手当てがされているところでございますが、実施庁の中では、定着支援がないという地域もございます。それは地域によって、バラバラな状況でございます。ですので、私どもが仮にもし予算を付けていただいて、そこに乗り出していくと、今度、自治体さんの方が手を引かれるなんていうこともあるのかもしれませんが、やはり、やっていないところがそのままいいのかという問題意識を持っておりまして、そこで、そこに手当てをしようと、今回検討させていただいたというところでございます。

官房長 大屋委員、よろしいですか。

大屋委員 はい。

官房長 ほかに、委員の先生方から御意見とか……では、井上委員、お願いします。

井上委員 意見は先ほど申しあげましたので、参考的なコメントなんですけれども、実は私も会計監査を通しまして、日々、企業不正と向き合っているわけです。いかに企業で不正が起きるのかということ、我々監査人、全国のですね、世界ととってもいい、世界中のCPA（公認会計士）がやはり真剣に取り組んでおりまして、その中の柱として、不正のトライアングルという考え方を全世界共通で持っているんですね。

これは、不正を行う者の条件が三つあると。一つが動機なんですね。二つ目が機会、チャンスですね。三つ目は正当性、これをやってもいいんだという。この三つを取りあえず潰すということを考えます。一つの柱なんですね、我々の監査するときの。それは日本だけじゃなくて、世界共通で持っているんですね。

これが、私は研究者じゃないので、どういう知見から出てきたのかは分かりませんが、少なくとも私が現場で、この三つの観点から、おかしなところがないかという監査手続を実施して、大体収まるんですね、この中で。

そういったような枠組みの中で、非常に多種多様なので、企業犯罪というのは。ある意味、皆さん方の多様な犯罪からすると、ごく一部かもしれませんけれども。ただ、考え方として、そういうものがやっぱりあり得ると思っておりますので、御苦労だとは思いますが、さっき申し上げたような研究を基に作り上げていただいて、その中で当てはまらないものがあれば、またそれは新たに付け加えたり、減らしたりすればいいので。そういった、何か前提となるもの。これを取りあえず最低考え、前提にして、政策というのをやるとか、そういったこと

があった方が、PDC Aサイクルがすごく回しやすいと思うんですね。

私は実は、動機・機会・正当性の観点で、犯罪者の方々が、どこに問題があったのかと、本当は実は、そこまで知りたいところなんですけれども。一体、機会が多いのか、動機そのものが不純な人たちなのか。それで打つ手は違うわけですよ、やっぱり。

実はそういうデータもあれば、私もコメントできましたので、そういうデータがない中で、今日こういう場に臨まざるを得ないということも含めて、ほかのいろんな、世界中でいろんな研究がされていると思います。そこも取り入れていただいて、より実効性のある政策につなげていただけると有り難いなと思っています。

官房長 何か保護局の方でありますか。

説明者（保護局） ありがとうございます。

井上委員御指摘のとおり、犯罪、ちょっと多種多様でございまして、いろいろ要因というのが、若干異なる部分があるかと思えます。

私ども、今やっているのは、例えば、すぐに怒りのスイッチが入ってしまって、暴力的になってしまう、そういった方のプログラムであるとか、あと薬物ですね、薬物とかアルコール依存のプログラム、それから、先ほど瀬戸委員から御指摘のあった性犯罪プログラム、これはちょっと見直さなきゃいけないということで、今予定しておりますが、そういった幾つかのプログラムを準備してやっているところでございます。

まだまだ不十分な点はあるかと思えますが、引き続きまた、井上委員の御指摘も踏まえまして、充実した保護観察にしていきたいと考えております。

官房長 井上委員、よろしいですか。

井上委員 はい。

瀬戸委員 集計が終わりましたので、頂いた代表的なコメント等を紹介させていただきます。

いろいろな表現があるので、代表的なものを選んで説明いたします。

大きく分けて三つほどあります。1点目は、この事業は非常に有効である。保護観察の種類や罪名、効果、影響し得る、罪名とか保護観察の種類とかによって効果が随分違うと。そういうところの検証を十分した上で、施策を実施するのがいいという意見。

それと同じようなことなのですが、分析をちゃんとやれと、データがいろいろある。それから、研究成果を活用して、より効果的な支援内容を策定してほしいということ。

あと、3点目は、連携ということで、他省庁、自治体等との取組分担、協力関係について、明確にして対応するのが良いというような3点です。

評価の選択肢の投票については、これは全員一致で、「事業内容の一部改善」ということになっております。

この結果に基づき、本事業の評価結果案は、「事業内容の一部改善」、それから、取りまとめコメント案としては、事業の有効性は認める。ただし、種類、罪名などによって、属性がいろいろ、対策が違う。研究とかデータを十分に検証してから施策を策定する。それから、横連携ですね、いろんな自治体との連携等をよく考えて対応する。このような3点でございします。

この案でいかがでしょうか。委員の方、よろしいでしょうか。

では、当初の案どおり、本事業の評価結果は、「事業内容の一部改善」、取りまとめコメントは、データの分析を十分やり、効果的な支援策を策定する。事業内容については、有効

性が認められる。3点目は、他省庁、自治体との連携を十分行うということにさせていただきます。

この評価結果及び取りまとめコメントでよろしいでしょうか。

では、事業所管部局におかれましては、今後、概算要求に当たり、本結果を活用していただくようお願いいたします。

以上でございます。

官房長 ありがとうございます。

御発表いただきましたとおり、「事業内容の一部改善」との評価結果を頂きました。

この評価結果や取りまとめコメントなどを踏まえまして、保護局においては、概算要求等に当たって、議論の内容を適切に反映して、事業の見直しを進めてください。

ここで、御出席を頂いた宮腰行政改革担当大臣から一言頂戴したいと存じます。よろしくようお願いいたします。

行政改革担当大臣 本日御列席を頂いております外部有識者の皆様方におかれましては、保護観察、特に更生保護就労支援事業をテーマとして、現場を御覧いただいた上で、忌憚のない御議論を頂きまして、また、ただいま、「一部改善」という評価結果を頂きました。本当にありがとうございます。

行政事業レビューの公開プロセス、これは、外部有識者の方々のお知恵をお借りしながら、国の事業の効果的・効率的な実施を通じ、質の高い行政を実現するということを目的といたしております。今月の中旬から、各府省において開催されておまして、それぞれの府省において、活発に御議論を頂いているところであります。

このような議論をインターネット中継等で公開することで、国の行政の透明性を高め、国の財政について、国民の皆様により深く関心を持っていただくことについては、大変重要な意義があるものと考えております。

今日の御議論の中でも、評価結果とはまた別に、例えば協力雇用主との、今後マッチングをしっかりとっていくということが大きな課題ではないか。それから、就職支援についても、例えば現在、毎年入札方式で決めておいでになる。これでは、やはりなかなか、支援員の人材確保、あるいは能力アップということを考えれば、もう少し複数年で契約ができるような方式を検討されたらいかがでしょうかというような御提案も頂きました。

そういう御提案も踏まえて、余り形にとらわれずに、毎年入札方式、これは原則かもしれませんが、それにばかりこだわってはいは、中身がなかなか効果が出ないということもあろうかと思しますので、せっかくの御指摘でありますから、是非法務省においては、御指摘を踏まえて、真剣に検討していただきたいと考えております。

この後、もう一つの事業、「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」ということについても御議論をされると伺っております。引き続き真摯な御議論を賜りますように心からお願いを申し上げて、私の締め御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

官房長 ありがとうございます。

以上を持ちまして、「保護観察の実施」の審議は終了といたします。ありがとうございます。

(休 憩)

官房長 では、議題2の「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」について審議をいたします。

それでは、法務総合研究所から、5分程度で説明をお願いします。

説明者（法務総合研究所） 法務総合研究所総務企画部の副部長の野原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

法務総合研究所が行っております「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」という事業の概要について、ごく簡単に御説明させていただければと思います。

補足資料を準備しましたので、補足資料の8ページの上段の上の方に、「法制度整備支援」と大きく書いてある資料を見ていただけますでしょうか。

まず、法制度整備支援を実施する目的ですけれども、良い統治、つまりグッドガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援して、各国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤作りを支援するものでございます。具体的には、「法制度整備支援に関する基本方針」を定めておきまして、この資料の①から⑤として書いてありますけれども、例えば①の自由・民主主義・基本的人権などの普遍的価値の共有による「開発途上国への法の支配の定着」ですとか、②の「持続的成長のための環境整備」ですとか、④の「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備」などの5つの観点から、法制度整備支援を実施するとされております。

次に、同じ資料で、法制度整備支援事業の意義・内容・実施方法について御説明いたします。

法制度整備支援は、開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動でございます。

法制度整備支援事業の内容ですけれども、法務総合研究所におきまして、外務省などの官公庁ですとか、独立行政法人国際協力機構（JICA）などと密接に連携しながら、開発途上国などの国々が行う基本法令の起草・改正、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備及び法曹実務家などの人材育成などを支援する活動を行っております。

具体的な方法といたしましては、支援対象国の司法関係者などを日本に招聘しまして、法務総合研究所などで本邦研修を実施するとか、法務省からJICAの長期派遣専門家として検事などを支援対象国に派遣して、日常的にアドバイスなどをして支援するとか、国内の研究者や法律実務家で構成される部会を構成しまして、現地での活動を支援するとか、法務省から検事などを現地に出張させて、現地セミナーを実施したり、現地調査を実施するなどの方法で支援を行っております。

これまでに行いました法制度整備支援の主な内容とか、日本の法制度整備支援の特色などにつきましては、補足資料の8ページの下段とか9ページの上段のとおりでございます。

また、本邦研修で、具体的にどのようなことをやっているのかにつきましては、補足資料の9ページ下段から13ページに、具体的な日程表とか研修員名簿などを付けております。

そのほか、法制度整備支援を実施する際に、投資環境整備の観点から、日本企業のニーズを酌み取ったり、法制度整備支援の内容をいかしていただくことなどにつきましては、補足資料の14ページ上段の資料に記載してございます。

以上が、法務総合研究所が実施しています法制度整備支援事業の概要の御説明でございます。

官房長 次に、本案件の論点等について、会計課長から説明をお願いします。

会計課長 それでは、論点として考えられる事項について御説明させていただきます。

資料の7ページの論点等整理シートを御覧ください。

「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」につきましては、平成28年度の公開プロセスの対象となっております。その際に、外部有識者から評価を頂いておりますところ、当時の評価結果等を踏まえ、本事業がその後適切に改善できているか、フォローアップを行う必要があると考えておりました、論点としては、大きく二つが考えられます。

まず、一つ目は、成果目標の適正な設定についてです。

当時の外部有識者からの所見の1点目として、「成果目標の適正な設定をした上で、具体的な評価方法を策定する必要がある」という御指摘を受けました。そこで、その後の成果目標の見直し状況はどうか、適正な成果目標が設定されているかといった点が論点になるのではないかと思います。

二つ目は、組織体制の明確化についてです。

当時の御所見の2点目として、「オールジャパン体制にもかかわらず、組織の中核機能が不明確なので、組織体制を明確にして効果的に進めていく必要がある」との御指摘がございました。そこで、その後の組織体制の見直し状況はどうか、組織の中核機能が明確となり、効果的かつ効率的に事業が行われる体制となっているかといった点が論点になるのではないかと思います。

以上が、「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」に関して、論点になるのではないかと考えている点でございます。

以上でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いします。

説明者は、委員の御質問に対しては、簡潔明瞭にお答え願います。

それでは、井上委員、お願いします。

井上委員 井上でございます。御説明ありがとうございます。

私、前回の28年度の公開プロセスも参加させていただいておりますので、今日はフォローアップということで、また幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、28年度のプロセスの後、今日御説明いただいたように、法務省の中で大臣官房国際課が2018年4月に設置されたり、あと、戦略協議の場というのが同じく6月に設置されたり、これは一歩前進だなというふうに考えております。

ただ、オールジャパン体制にもかかわらずというところの本質的なところは、要は省庁横断的なプロジェクトなので、その中核というのが、私があの方に発言したのは、法務省がそれを担うべきではないかと、積極的に、というところまで発言しているんですけども、そのあたりは、この組織ができたのは一歩前進だとしても、その次のステップですね。ほかの省庁も巻き込んだ中でリーダーシップをどういうふうにとっていくのか。特にこの法制度整備支援というのを、フォローアップのための質問として、一つお聞きしたいなと思っております。

説明者（法務総合研究所） 補足資料の15ページの下段に記載しているとおりなんですけれ

ども、まず、法務省大臣官房国際課を作りました。そして、法制度整備支援に関しては、やはりメインのプレーヤーは法務省、外務省、JICAでございますので、法務省と外務省とJICAで定期的に協議をしまして、法制度整備支援活動の全体像について、意見共有、情報共有をし、法制度整備支援に人的・物的リソースをどうやって振り向けていくのかということについて、情報交換をしているというところですので、少なくとも各省庁連携して、法制度整備支援活動を進めていける体制は、整ったと考えております。

井上委員 分かりました。

そうすると、イメージからすると、どこかの省庁、要は内閣府が今、結構いろんな施策の中心になってやられているケースが多いんですけれども、そういった、具体的なところが主導するような取りまとめというんですかね、するというより、連携というイメージなんですかね、各省が。連携して進めると、この施策を。

説明者（法務総合研究所） はい、そうでございます。

官房長 井上委員、よろしいですか。

井上委員 すみません。それができたとして、では、次に戦略が要と思うんですね。

今、寄り添い型とかいろんな形で、向こうから来たことに関してお答えするという形なんですけれども、日本としての戦略ですよ。この事業をどういう形で進めていくかという、その戦略は、その会議で話されているのか、議論されているのか教えてください。

官房長 どうですか。

説明者（法務総合研究所） まず、法制度整備支援について、どのように全体として進めていくのかという点については、平成25年に「法制度整備支援に関する基本方針」を改訂しておりまして、基本的には、そこで大きな方向性として、こういうふうに進めていきますということについて決めているというところですよ。

それに手直しが必要かどうか、あるいは新しい何かをしなければいけないのかというあたりについては、当然不断の検討が必要であります。検討の必要がありましたら、当然、戦略協議などで検討していくということになるかと思えます。

井上委員 分かりました。

官房長 よろしいでしょうか。

井上委員 はい。

官房長 では、瀬戸委員、お願いいたします。

瀬戸委員 瀬戸でございます。

井上委員と重複しているところがあるのですが、私も前回のレビューに参加しまして、体制の問題と、あと評価軸ですね。今回、評価軸の方は、法案起草何本というような書き方をされていて、若干は改善されていると思いますが、この事業の目的は、五つほどありますが、3点ほどは経済に関することなんですね、産業力とか国力とか。

その辺のところ、現在の体制で本当に対応できるのか。例えば、法律も刑法とか民法だけじゃなくて、民法も商法とか、それから著作権法だとか、個人情報保護法なんて今、非常に重要なホットな話題になる、これは個人情報保護委員会とか、あるいはセキュリティ関係だとか、あるいはビッグデータ、AIだとか、いろいろ行政法に関係するようなところが、経済活動に非常に重要だと思っています。

法務省として、法律という意味でイニシアチブを取っていらっしゃるけれども、経産

省とか総務省とかの連携を密にしないと、この五つの目標の三つは達成できないのではないかと。

今回、体制として、いろいろ明確にさせていただきましたけれども、私は、大臣官房の国際課が戦略立案とか、あるいは各省庁の連携を担い、法務総合研究所の方は、そのうちの一つの研修を担うというような体制が、本来の姿じゃないかと思っています。

法務省としての体制について、このままで良いのかどうか、お聞かせ願いたい。

説明者（法務総合研究所） まず、経済的な側面からの、ほかの省庁との情報共有とか連携についてなんですけれども、ちょっと説明が不足しております、申し訳ございませんでした。

内閣官房に、「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」というのが置かれております。そこで、JETRO（日本貿易振興機構）とか、外務省とか、JICAとか、そういうような経済官庁も含めて、連絡会議を開いております、そこで、日本企業の支援について、どのようなことをやっているのかということについて、情報共有して、連携をしているというところでございます。

法務省内で法制度整備支援を進める体制として、現状で良いのかという点については、少なくとも私どもとしましては、法務総合研究所で行うのが妥当ではないかと考えております。

一つは、法制度整備支援について、法務総合研究所で法制度整備支援をやっているのは平成6年からですけれども、平成13年に国際協力部を設置しまして、専門的な部署を設けて、それで法制度整備支援をやっているという状況なので、やはり専門的部署でやるのが妥当なのではないかと考えているのが一つ。

あとは、法務総合研究所全体としましては、法務省の職員の研修ですとか、あと法律実務の研究とかをやっておりますので、やはり日本の法務省の職員の研修というノウハウが、支援対象国の司法機関あるいは司法省の方の研修に役に立っているというところがございますし、法律実務家、法律実務的な研究を法務総合研究所でやっているため、その内容が法制度整備支援の中でいきているというところはございますので、やはり法制度整備支援については、法務総合研究所で引き続きやるのが妥当ではないかと私どもとしては考えている……

瀬戸委員 法務総合研究所でやるのはいいのですが、私、民間企業の経験しかなく、役所の方は分からないのですが、一般的にそういうのは、本社の方のヘッドクォーターの経営企画室等が戦略を練って、具体的な事案は事業部とか研究所みたいなところが、専門部隊が担うというのが一般的だと思うんですね。

今回も、経産省とか総務省とか個人情報保護委員会と連携する場合、法務省内の内局が、せっかく国際課ができましたので、国際課がこの事業担当になって、戦略的な立案とか、あるいは関係省庁との連携を行うべきだと私は思っています。

そういう議論というのは、法務省内では行われていないんでしょうか。

説明者（官房国際課） 官房国際課でございます。瀬戸委員、御指摘ありがとうございます。

今御指摘がありましたように、経産省や総務省といった横の省庁連携について、もっと官房の方でリードしていくべきではないかという御指摘はごもっともだと思います。

先ほども説明させていただきましたが、まず、法制度整備支援につきましては、現場にJICAの長期専門家がいきまして、いろいろ人間関係を築いている、そういう蓄積がまずございます。そういったものは、法総研にございますので、そういったものをいかしつつ、官房国際課を作りまして、戦略協議という場を初めて作ることができました。

本来であれば、JICAや外務省などともっと連携していかなければならなかったのですが、そこがなかなかできていなかった。そこを官房国際課を作りまして、外務省国際協力局の皆さんと一緒に同じテーブルに着いて、JICAにも入っていただいて、戦略について議論するようになった。これだけでも、まず一步前進したと思っております。

そのほかに、例えば経済系の法制度整備支援ですとか、そういったいろいろな分野において、更に必要性がある場合には、戦略協議の場に関係省庁、例えば経産省や総務省にもお声掛けをしていきながら、戦略協議の場をうまく活用していくということで対応できたらと思っております。

今、そのニーズなどにつきましては、これからいろいろ出てくるかと思いますが、昨年度も2回、戦略協議を開催しておりますので、そういった場をいかしながら、委員の御指摘のような形をいかしていけたらと思っておりますのでございます。

瀬戸委員 私の質問はシンプルで、担当部局が大臣官房国際課ではないのでしょうか。

説明者（官房国際課） 所掌につきましては、大臣官房は、いわゆる総合調整ですとか、大きな方針の企画立案ということでございますので、例えば、対象国をどこにしていくなとか、どんな分野でやっていくなとか、そういったことについては、もちろん担当させていただいております。

ただ、具体的に、その国でいろいろ展開していくとなりましたら、これは法総研ですとか、国際協力部ですとか、そういったところでやっていくということですので、どちらか一方というよりは……

瀬戸委員 それは、責任をどこが取るかの話であって、誰がやるかじゃなくて、この事業に対して、誰が責任を取るかの話だと思う。誰がやるかは、多分法総研がやると思うのですね。

説明者（官房国際課） はい。

瀬戸委員 だから、責任を取る担当部局は、大臣官房国際課ではないのでしょうか。

説明者（官房国際課） どういった展開をしていくなですとか、設計図を作っていくたりとか、そういった点については、官房国際課の方で担当させていただいております。

官房長 瀬戸委員、よろしいですか。

瀬戸委員 結構です。

官房長 では、大屋委員、お願いいたします。

大屋委員 すみません、ちょっとこの点についてだけ、補足なんですけれども、一つは、やっぱり個別事業なので、大臣官房国際課、全体的な戦略に関わっているから大臣官房だということ、全部大臣官房になっちゃうと思うんですよね。だから、やっぱりそれは個別事業の担当に落とすのが適切であろうと私は思っていますということ、誤解があったら申し訳ないんだけど、法務総合研究所の、例えば教官の皆さんって、別に法務総合研究所で採用されて、そこでずっと働いているわけではなくて、人事ローテーションで、法務省であったり、あるいは検察官の方だったりが行っていますよね。

だから、もともと人事的に、人的にも制度的にも、研究所と付いているけれども、純粋な研究機関というわけではなくて、我々アカデミズムの人がずっと働いていますよみたいなどころではなくて、もともと役所の組織の中の必要な機能を切り出したものであると。だから、そこに、そんな歴然たる分断はないというふうに理解しているんですけれども、それでよろしいですよ。

説明者（法務総合研究所） 御指摘のとおりでございます。

国際協力部の教官は、検事出身ですとか、裁判官出身とか、あるいは民事局出身の者が、人事ローテーションで配置されているというところがございます。

官房長 大屋委員，よろしいですか。

大屋委員 はい。

官房長 では，井上委員，お願いいたします。

井上委員 私もちっと補足なんですけれども，中枢は，少し長期的な考えであった方がいいと思うんですけれども，さっきの省庁横断の話なんですけれどもね。事務局ですね，戦略協議の場の。それは，どちらの省が担当されているんですか。

説明者（法務総合研究所） 事務局は法務省の国際課で担当しております。

井上委員 そうですか。それはすごくいいと思います。

だから，そこでしっかり戦略的なリーダーシップをとってもらいたいなと思います。ありがとうございました。

官房長 では，竹澤委員，お願いいたします。

竹澤委員 ありがとうございます。

今の議論にもちっと関係するんですけれども，やはりこれ，成果目標のところって，いろいろ書いてくださっていますけれども，何を実現するかというのを最初に握るところが大事なんだろうなと思います。相手国との間も含めて，今回それをやろうとしていることの中で，何を調べるのかという最初のゴール設定というのが大事で，そのゴールが満たされたかどうかというところで評価をするべきであって，研修の満足度といったところも否定はしないですけれども，それで測るとするのは，ちょっと本質ではないんじゃないのかなというところはあります。

これって確かに，効果を上げるためには，日本側だけが力を入れているだけでも駄目で，やっぱり相手の方が，例えば研修するにしても，ちゃんと適切な人を出してくる必要があるし，その人たちが真面目に受けていただく必要があるしということで，相手の国ときちんと握って，最初の段階で正しい目標設定をするということが大事なのかなと思います。

その点を踏まえて考えると，やっぱり目標設定ということというのは，最初，どういった形で個々の事業について，何を実現するのかというところを明確にした上で始める，それをきちんと振り返るといった，そういったプロセスが必要なんではないかなと思います。

官房長 この点について，どうですか。

説明者（法務総合研究所） まず一つ，法制度整備支援の，どういうところを目指しているかなんですけれども，やはり支援対象国の法の支配をきちんと確立するというところなんですね。

竹澤委員の御指摘は，大変ごもっともではあるものの，法の支配がどれぐらい確立されていきましたかというのは，なかなかちょっと定量的に，しかも，毎年毎年の成果目標として，それを定量的に測定するというのは，なかなか難しいところがございます，それでちょっと，御指摘はごもっともではあるのですが，このような……

竹澤委員 具体的に何をやるのかというのをきちんと合意して，それができたかどうかをやっていくと。それをまた，どうやって効果測定していくのかというの，やっぱり相手の国とも，きちんと合意を取った上で，アンケートだけではなくて，例えば相手の国の方がどうい

うふうに評価しているのかといったようなところの、受け入れ国の責任者の方の評価ですか、そういったところを見ていくという、そういう意味では、このような形で、きれいな数値目標みたいな形ではできないのだろうと思いますけれども。

説明者（法務総合研究所） 法総研がやっている法制度整備支援事業なんですけれども、かなり重要な部分は、JICAのプロジェクトとしてやっている部分がございます、JICAのプロジェクトについては、例えば5年間で、目標指標としてこういうものをやりましょうということを設定して、JICAのプロジェクト終了時に、中間評価もしたりとか、終了時には評価をしたりとかいうことはやっております。それが法制度整備支援としては、実際にはかなり大きな部分を占めている。

ただ、法総研が単体でやっている部分を切り出して評価をするという、すみません、なかなか難しいところがございますというところでございます。

官房長 竹澤委員、よろしいですか。

では、茶野委員、お願いいたします。

茶野委員 ありがとうございます。

もしかしたら、これは、私だけが考えることかなと思ったりもしたんですけれども、今までの議論を聞いていますと、8ページ目の2の法制度整備支援の目的、やはり経済、我が国の経済連携強化とか、日本企業の海外展開に有効なという、こういうものを余りはっきり書くというのは、何か、こういう国際支援でどうなのかなというのが一つあります。そうすると、これはまるでどこかの国がやっているような感じもしまして、私としては、やはりそれぞれの国が、いろんな事情があって、法制度の整備が遅れていった場合に、それがグローバル社会にちゃんと通用するような、そういう法的な環境の支援をして、その中で、日本企業もフェアに参入して競争すればよろしいというような制度を作ることであろうと思われれます。余り、日本の税金を使っているんだからというようなことで、ここで我が国とか日本企業というのをストレートに書くというのは、いろんな意味で、よろしくないんじゃないかなというのは、これは私の個人的な意見であります。

それから、もう一つ、これもきっと私だけが個人的に気になっているんだろうと思うのが、9ページ目の日本の法制度整備支援の特色の1番目にあります「寄り添い型の支援」という言葉であります。

先ほどの就労支援等で、寄り添い型の支援を民間事業者の方がきめ細かくやるというのは、私もじっくり来るんですけれども、国として支援をするときに、寄り添い型というのは、どういうことだろうかということがあります。相手は寄り添われてうれしいのかというと、やはり一つの独立した国家として、あるいは独立した国のしかるべき方々と話をして、どういう支援をするか。その中には、ここに書いてあるように、相手国の自主性・主体性を尊重しという、ここに正に書かれていることをされるべきだと思っておりますけれども、それを寄り添い型の支援と言うことに非常に違和感があります。しかも、非常に情緒的で、いいことなんだろうというような、だけれども、こういうレビューで、寄り添っているかどうかはどうやって評価するかといったら、非常にこういう情緒的な書き方ではしづらいと思うので、ここは、しっかりとした書き方をされた方がいいんじゃないかと思えます。

色々な国も、開発途上国とはいえ、それぞれずっと長いこと支援を受け国力も付けてきて、国際社会で活躍をしてきているような中で、いつまでも支援をしてあげるといったような形で

考えていては、やはり日本も遅れるのではないかというのを、私はこの頃考えておりました、いろいろな国が、パートナーとして、その中で協力をしていきたいというふうに考えられている国も多いので、そういう意味での支援の仕方等を、それはJICAさんとか、あるいは外務省の方とか、いろんな国々の発展度合い等も見ながら、考えていかれるのが良いのではないかと思います。ありがとうございます。

官房長 今の御指摘について、何かありますか。

説明者（法務総合研究所） 茶野委員御指摘のとおりだと考えております。

法制度整備支援は、8ページ上段の五つの観点から進めますと各省庁で合意して決めているところがございますし、もちろん法務省としても、これに合意しているところです。

ですが、日本企業の海外展開に有効な貿易投資環境整備というのが、どういうプロセスで整備されるかという、支援対象国に支援をして、その国の司法機関がしっかりする、あるいは法の支配が確立される、そのことによって、法的紛争の予測可能性が保たれて、だから日本企業が進出しやすくなるという論理関係なので、全く茶野委員御指摘のとおりかと思っております。

寄り添い型という言葉遣いがどうかという点は、それは、ちょっと検討しますが、しかし内容的には、基本的には、相手国が自分で起草する、法律を起草する、改正する、あるいは制度を整備する、まずその相手国が自分でやることを法総研として支援するという形なので、この中身で書いてある、相手国の自主性・主体性を尊重しているというのは、正に内容的にはそういう内容でやっております。

支援をいつまでも続けるのはどうかという話も、全く御指摘のとおりでして、私どもは、ベトナムを皮切りに25年間支援を続けておりますが、もちろん対象国が国力を、要するに、自分で法律を作る、あるいは自分で制度を整備するという力を付けてくれば、いつまでも支援を続ける必要はないので、やはり対等なパートナーシップにそのうち移行するんだろうというふうには考えておりますが、それをいつ頃からどういうふうにするのかというのは、まだこれから検討しなければいけないという時期ではございます。

以上です。

官房長 茶野委員、よろしいですか。

茶野委員 はい。これ目的として、もう決まっていることなので、言ってもしょうがないとは思いますが、表現が短絡的な感じがちょっとしたもので申し上げました。ありがとうございます。

官房長 では、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 すみません。この事業レビューに先立ちまして、この事業のホームページを、割とじっくり見てきたんですけれども、大変いろんな方が現地で、本当に草の根で活躍されている様子が分かりまして、非常に具体的に、ホームページの内容は比較的充実しているものと思えました。

ただ、それに関して思いましたのが、やっぱり多くの方が、こんなことするとは思ってもみなかったみたいなどころから入って、現地に行き、慌ててというか、右も左も分からない中で仕事をして、ふっと日本に帰ってみて、ああ良かったみたいな形のエッセーを残されているというパターンがやはり多くて、この支援先で蓄積したノウハウを、いかにやはり、帰ってこられた後ですとかも含めて、展開していったり、継承していったりなさるのかという

ことが非常に気になっておりまして、特にやはり、人と人を派遣するということは、やはり専門家同士、特に法律の専門家が行かれているということですので、その情報ネットワークというのは、非常に重要であろうかと思えます。

ですので、今ホームページを見ていると、確かに、こういう方がいらして、こういう活動をされたんだなというようなエッセー的なものは分かるんですけども、やっぱり発表する媒体が、どちらかというところと一般向けであったり、法務省内の「あかれんが」という広報誌であったり、どちらかというところ、誰でも分かりやすいような文章は書いているけれども、じゃあ専門家同士で、この国のこういう法律のこの条項は、やっぱりちょっとまずいよねとか、そういったものがどこかで共有されているのかどうか。されていないとしたら、そこは何とかすべきじゃないか。

例えば、提案としては、こういった法案のこの条項に関わって、こういった法案に、要は改正前、改正後みたいな形で、よく役所の法改正であるような対案ができましたというような、かなり専門家向けの情報提供というの、あつていいのではないかなと。

今ちょっと現在見ていると、面白いんですけども、どちらかというところ、駐在体験記みたいな形になっていて、これはこれで大事だとは思いつつも、やはり専門家が、日本でもかなり生産的に活躍できるであろう方をあえて飛び込ませて、支援してということをやられているので、そのやはり御経験なりを、一過性のものでなくて、いかしていくような、いわゆるソフトインフラというものを、より重視していただきたいなというふうに思っております。

それに関して、やはり、本当に支援先のニーズに合っているのかですとか、独り善がりになっていないのかですとか、そういったものも、どこかで具体的に検証して、つまり、このホームページで見た範囲の情報ですと、一般向けの情報なので、私の理解が不十分なだけであればよいのですけれども、やっぱり派遣して終わり、何かエッセー書いて、報告書を書いてもらって終わりとか、セミナーも概要だけホームページに載せて終わりとか、そういうのだと、ちょっともったいないなと感じております。

説明者（法務総合研究所） 法総研の国際協力部で、「ICD NEWS」というのを年に4回出しております、あと、英文の「ICD NEWS」も出しております、そちらの「ICD NEWS」の方は、ソリッドな法律家的な、もちろん一般向けのものも書いていますが、割と法制度整備支援を実際にやっている人たちが読むような専門的な論文とか報告書などを書いておりまして、伊藤委員御指摘のことについては、「ICD NEWS」などで対応しているというところがございます。

伊藤委員 もちろん、分かりました、すみません、私の不勉強で申し訳なかったんですけども、やっぱりそういった、ごりごりした法律の条文の話も大事ですし、先ほど申し上げたこの国の裁判官の気質ですとか、そもそも訴訟に至る時間的なプロセス等々に関しても、いろいろやっぱりギャップを日本と感じて書かれている方が多くて、そういう何か、テキスト情報というんですかね、専門的ではないかもしれないけれども、蓄積しているテキスト情報など、当然赴任される方は、こういったものをホームページを御覧になってから行かれるとは思いますが、そういったものを、よりマルチに共有するといいますか、ちょっとこういったものを、都度都度ホームページにアップして終わりではなくて、何かやっぱりレビュー的なものを、ちょっと予算も人材も限られている中だとは思いますが、何かやっていただくことが、すごく法制度基盤整備という事業の趣旨というか根幹に資するものなの

ではないかなと、個人的には考えます。

説明者（法務総合研究所） ありがとうございます。

ちょっと補足の御説明をさせていただいてよろしいでしょうか。国際協力部の伊藤と申します。御指摘ありがとうございます。

もちろん、我々の方で法整備支援活動を行った中で得た情報、それから協議した内容などについての記録、蓄積というのはございまして、内部的にそれを保存していたり、あるいはJICAの方で保存しているというものがあって、それはいろいろ、それをそのまま公表するのが妥当かどうかというような点などもありますので、それについて、全てを公にしているわけではありませんけれども、可能な限り広く公表させていただけるように、先ほど申しました我々の「ICD NEWS」という機関誌などを通じて、外国法制実務あるいは研修で検討した内容などを公表させていただく機会というのは設けてございます。

ただ、一方で、やはり法整備支援について、広く一般の方にも知っていただき、関心を持っていただきたい、関わっていただきたいということで、近年、広報的な意味ということで、一般的に分かりやすくなるようなものも加えたいということも考えておりました。

そういった中で、実際に現地に行くなどして、法整備支援に関わる人に対する事前の研修といいますか、よく知っていただくというところでも、我々の方でも改善できるところはないかという検討はしております、行く前に、これは裁判官の方、それから検事については、私どもの国際協力部で、実際、一定期間業務を行って、その国のことについての知識、それから、それまでの経緯等も把握してもらった上で行くというふうにしております。

ちょっとこの点、補足をさせていただきました。

官房長 伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 はい、ありがとうございます。

官房長 ここで、審議の途中でありますので、そろそろ時間となりましたので、審議をしながら結構ですが、お手元のコメントシートに御記入をお願いいたします。先ほどと同じように、御記入が終わりましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、大屋委員、御発言をお願いします。

大屋委員 大屋でございます。御説明ありがとうございます。

法制度整備支援というのは、非常に矛盾に満ちた事業でありまして、そもそも相手の国のためになることをする、国際貢献をするという側面と、しかし、日本国民の血税を使って行うという側面があると。

もう一つは、相手国は独立国なので、本来ならば、自律的に自らの法制度を、自らの利益に応じてデザインすべきである、デザインする能力があるというふうに考えられているわけですが、実際にその能力があったら、支援する必要はないわけであって、結局、主権国家体制の表と裏といいますか、建前と現実みたいなところに直面しなければいけないという側面を持っているという論文を昔書いたんですけれども、誰も読んでいないと思います。そういう話があるんですね。

やっぱりキーになるのは、主権国家体制というところであって、どうしても相手国の合意に基づいて、相手国の了解に基づいて事業を推進せざるを得ないという側面があるというのが、一つ重要なポイントだと思うんですね。

一つは、その観点で、もちろん我が国として、税金を使ってやる事業ですので、それはち

ちゃんとやるべきだということはあるのですけれども、何というんでしょうね、マンションが売れば、不動産業者の、目の前にいる働いている人のボーナスが増えるだろうなということはみんな知っているわけですが、だからといって、このマンションが売れると僕のボーナスが増えるんではないかとされていて、買う人はいないわけですね。

やっぱり、このマンションは、あなたにいかに向いているか、このマンションを買うことで、あなたにとっていかに良いことが起きるかというのを、ちゃんと建前としては言わないといけないわけですから、その意味で、相手に向けて言うこと、事業の実施をされている方々が面と向かって言えることというのと、それがいかに正当化可能か、税金の使い道としていいかという話は、ちょっと分離して考えないといけないという気がするのです。

だから、グッドコップ・バッドコップじゃありませんが、そのあたりの使い分けが極めて重要であって、これも茶野委員の御指摘とも関わってくるんですけれども、実利の面を法務省さんとして、余り表に出し過ぎるのはどうかと私は思っているわけですね。

その意味で、国家として、きちんと統一された方がいいだろうというのは、一般論としてはそうなんだけれども、このケースについていうと、表に出せるところと裏側でちゃんとする議論を分離して、裏側でするところは、ちょっと言い方悪いですが、外務省さんあたりに投げおけばいいのであって、お互いに話がきちんと通じていけばいいよねという体制の確立を目指すみたいなことが、一つの落としどころなのかなというふうには思っていると。

もう一つは、成果検証についてもそういう側面があって、普通のお役所で普通の事業の話をするときって、私は必ず、それは客観的な効果検証をしてくださいと。研修やったんだしたら、研修によって相手の能力がどれだけ向上したか、客観的に測定する努力をしてくださいと申し上げるんですけれども、この事業でそれができるかという、そこはちゃんと握れというのが竹澤委員のおっしゃったことではあるわけですが、参加者名簿なんか見ても、かなり偉い人が来ているわけですね。これで、例えば、偉い人の得点が事前と事後で、むしろ下がりましたみたいなことが見えたとして、それは表に出せるものなのかというような話が当然あるだろうと。

なので、表に出すデータとしては、顧客満足度じゃないですけども、主観的評価にならざるを得ないというのはいいとして、裏側で、しかしそれが、ちゃんと有効だったか、きちんと効果は出たかというあたりの話が蓄積され、継承されているかということが気になります。

これ、一つ御質問したいのは、実際に研修を担当される教官の皆さんの間で、そのあたりの、今回の研修の客観的な有効性について、必ずしも、数字データじゃなくても、印象論としてではあれ、結果が共有され、分析され、次回に向けた改善へのプロセスが回っているかということについて、お伺いしたいと思います。

もう一つは、先ほど来言っているとおりですが、相手国から見た場合に、やっぱり相手国の需要に応じてやるということにならざるを得ない。こちらがやる事業なんだから、例えば、寄り添い型の支援って情緒的だというふうに茶野委員がおっしゃって、そういうところあるんですけれども、これは押し付け型の支援を否定しているというのが私の理解で、相手国の需要に応じると。

需要に応じるのはいいんだけど、ということは、やっぱり成果検証がしにくいよね、飽くまで相手が言ってきたものをやるのだから、それが本当に有効だったかも分からない、

日本としては、ここしくじったなと思っけていても、向こうの国が、これでいいです、万々歳ですと言ったら、それ以上何も言えないみたいなどころがあるのは、ある程度しようがないと思うのですが、他方で、やはり質的な評価といひますか、やった側としてはどうだったのか。向こう側はこう言っているけれども、こちら側はこう思っているんだといひのは、経験として蓄積され、継承されているかといひことは気になりますし、数値として表に出せないからこそ、そういったものを専門的知見として分析するよな仕組みを体制として持っている必要があるだろうと思っけております。

これが二つ目の質問ですが、そのよな制度的な仕組みを整え、検証したり継承していくといひことができているかといひことです。

以上です。

官房長 この点について、お願ひします。

説明者（法務総合研究所） お答えします。

その研修をした結果についての、実際にどういふふうの結果が現れているのかといひところの検証する制度等が整っているかどうかといひところ、もう一つ質問ございましたか。

大屋委員 研修と、あとは事業全体ですね。法整備支援についても、例えばアウトカムとして、法律はできました、向こうとしては、自分たちの要求が満たされたので満足ですと言っけています。しかし、やった側からすると、このよな点で、実は本来すべきことができていなかったとか、向こうが、これでどうしてもやってくれと言っけたからやったけれども、例えばグローバルスタンダードに比して、ここは実は問題があったといひよなことを分析され、蓄積されておられるかといひことです。

説明者（法務総合研究所） すみません、先に研修のことについて、お答えをさせていただきます。

研修を実施するに当たりましては、私どもの方で企画、実施を主に担っけておまして、それは、現地にプロジェクトがある場合にはプロジェクトの専門家と、それから、専門家を通じて相手方機関の、相手国の機関の人と打合せをして、どういふ目的で、どういふ内容の研修を実施するかといひことを事前に打合せ、すり合わせをした上で、実施をしております。

実施した終了時に、その参加者からのフィードバックといひことで、意見・評価を頂きますし、私ども国際協力部の担当者、教官なども、振り返って、その研修についての結果がどうであったのかといひことの報告書を作成するといひよなことはございます。

その上で、ただ、その研修終了時に、その研修の効果が出るかといひと、なかなか難しい面もございまして、それは現地で引き続き、現地の専門家がフォローアップをしたり、私どもも出張して、フォローアップをするといひよな形で、プロセスとして続いていくものがございまして。

そういうところで、今回の資料の中で例として挙げましたものを具体的に御説明させていただきますと、インドネシアの研修などでは、TOT（Training of Trainers）になるよな、現地で知財に関する講義ができる裁判官を育成するといひ中で、現地に戻って、研修に参加した人が実際に講義をやってみると。それを現地専門家、可能であれば、私どももその機会に参加をして、どういふ講義を行っているのか、講義の質が良くなったのかといひところを実際に見て、良くなった方もいれば、もう少し改善ができればいいなといひよなこともございます。そういうフォローアップをさせていただきますと、また次の研修のときに反映さ

せるということもございます。

また、もう一つ、ラオスの方の教材作成もございますけれども、研修をしている場で、やっぱり議論の中身が変わってきたということで、その研修の目的に沿う効果が出てきているなど、こういうメンバーの意見が変わってきているなどということを感じることもございます。また、それは現地に戻って、実際に本として作る中で書かれる内容が、その研修でやったことを踏まえてあれば、その効果が出てくるものだということで、そこは見るようにしております。

説明者（法務総合研究所） 大屋委員の二つ目の点について、私の方から御説明申し上げます。国際協力部の部長の森永と申します。

個別の国に対する法整備支援の評価でございますけれども、これは現在、残念ながら、定型的な評価方法というのは確立されておられません。勢い、私どもの体感も交えた評価と言わざるを得ないところがあります。

ただ、その中で、今大屋委員が例に挙げていただいた起草支援、つまり法律を作る際の支援につきましては、これは割と見える、評価が見えるところでございまして、一番単純なところで、その法律ができましたというところがまず一つです。

それから、中身がどうかという点がもう一つであります。

三つ目が、その際に、私どものインプットがどの程度反映されているのかという点があります。

非常に興味深いのは、これは一つは、起草支援というのは、小さな法律ですと、日本だけが関わっているというところがあるんですけれども、少し、ちょっとでも大きな法律になりますと、これは通常、途上国は、多数国あるいは国際機関からの支援を請うのが通常であります。ですから、どの国の支援が効いたのかということを知るの、かなり難しい部分がございます。

ただ、これは、相手国の能力にもよりますけれども、相手国の能力が比較的高い場合には、相手国が、どの国の支援が効いたかということをご自ら分析をいたしまして、それをこちらに伝えてくるのがございます。

ですから、この場合には、非常に割とはっきりした評価ができてまして、私もある国に3年ほど赴任したことがございますけれども、その国ではわざわざ、実は民法の制定を段階を踏みまして、3段階でようやく、市場経済に合った民法が2015年にできた。どこの国かは、大屋委員、よく御存じだと思いますけれども、2回の改正を経てやっております。この段階ごとに、どのアドバイスを取り入れたか、取り入れなかったかということをご仕分けをしまして、先方の次官がわざわざ日本側に説明するという、こういうことが現にできております。

すると、どういう話の持っていく方が良かったのかとか、あるいは、ここはやはり、あの国ではこちらのアドバイスは、これはもともと無理だったんだらうと、こういうことの検討は、かなりつぶさにできるようになってございまして、その場合には、量的には難しいですけども、質的な評価は十分にできてございまして、それが現在の私どもの知識あるいは技能として蓄積しているということは申し上げられると思います。

以上です。

官房長 大屋委員、よろしいですか。

大屋委員 はい。

官房長 井上委員，どうぞ。

井上委員 ちょっと別の角度なんですけれども，日本の経験・知見が有益という，この特色の話なんですけれども，確かに我が国は，明治維新の時に，亜米利加丸を仕立てて，彼らが欧米視察に行つて，法律を導入した。150年ぐらい経っているんですけれども。その我が国が，フランス，ドイツ，英米法，いろんな国，各国でいろんなことを教えていただいた結果，短期的な視点では，今お答えいただいたような評価が得られたとしても，その後，長期的に，日本として，そういったことに対して，どういう感謝をしているのか，どういうその国に対しての思い入れをしているかということを見ると，どうなのかなというところがありまして，当然，嫌な感覚は持っていないわけなんですけれども。では，ほかの国フランスが支援したからこうだった，ドイツが支援したからこうだったというのが，今，我が国の現状において，どういうふうに反映しているのか，ちょっと私は，肌感覚的によく分からないというか，そこは，どの国であっても，日本が主導権を持っていれば，それなりの国，今のような姿になったのではないのかなと。

日本が発展してきたのは，当然日本国民の努力であり，こういった法律ももちろん大事だけれども，それはインフラとしてであつて。でも，どの国がそれをやったからといって，その国のおかげで日本は発展しましたみたいな，そういうロジックになるのかというのは，ちょっと私，肌感覚的にですよ，頭でということじゃなくて，左脳じゃなくて右脳的に，どうなのかなという点が，ちょっとよく分からないので，そのあたり，もし分かれば教えていただきたいし，せつかく我が国は，自らそういうことを利用した経験があるので，その経験で，ああ，じゃあこういう効果なので，この程度の支援でいいんだとか，もっとやらなきゃいけないというところも，実際体験した国としての，正に知見を有益に使われたらどうかと思つているんですけれども。もう既に使われているなら，そういうお答えを頂ければ構わないんですけれども，そこら辺はいかがでしょうか。

説明者（法務総合研究所） それでは，私の方からお答え申し上げます。

今委員のおっしゃいました，日本が明治時代から積極的に西洋法を取り入れて，主にヨーロッパ法でした。その価値といたしますか，レガシーといたしますか，最近はやりの言葉で言えば，これは，現在でも非常に色濃く残っているといつて間違いないと思います。

つまり，我々が新しい，それから戦後のアメリカですね，こちらの影響といたしますか，支援もあつたわけですし，影響もあつたわけです。そういったものが，現在の日本の立法あるいは法解釈学，それから学問，こういったことに，当然のことながら，非常に大きな影響を及ぼしてしまつて，それをマイナスと捉える方もいらっしゃるかもしれませんが，おおむねはポジティブに捉えられていると。そういった，ある種のカルチャーといたしますか，そういったものが形成されることは間違いないと思います。

ただそれは，生の西洋法がそのまま浸透していくということでは全くございませんで，やはり風土に合わせた，あるいは人々の考え方に合わせた形で，いわばカスタムメイドになっていくと。この経験が，実は東南アジア諸国の多くは，そのことを知っておりまして，そのために日本に支援を求めてくるというのが非常に多くございます。

私どもなんかも，現地に行きましたときに，もちろん目の前の法律の知識は欲しいんですけども，実は私どもが知りたいのは，なぜ日本があれほど上手に西洋法を取り入れ，なおかつ，カスタムメイドのものにした上で，どうしてあれほどうまく運用できるんだというよう

な、その秘密が知りたいという、そういう幹部の方々が、あるいは学者さんの方々、非常に多くございます。

ですから、そういう意味で、我々が明治時代に経験したことというのは、現在でもなお、非常によく生きていて、そのことをなおかつ相手方が知っている。それを共有してもらいたいということは、常に、どの国でもございます。

ですから、そういう意味では、非常によく、ある種、使われている知識と申しますか、文化と申しますか、そういうものでありますし、それがなかったら、なかなかやはり、日本には支援を求めてこないでしょうし、それから、私どもが支援すること自体も難しいことになるのではないかと。正に西洋法継受の経験があるからだと思えます。

井上委員 ありがとうございます。

正にその点を国民に対して説明することが、税金を使うということに対しての納得感が出るんじゃないかなと思いますので、経済とか、いろんな話がありましたけれども、やはり今おっしゃったようなところもすごく大事なところですので、それは是非説明すべきだと思います。

瀬戸委員 集計が終わりましたので、結果を発表いたします。

頂いた代表的なコメント、大きく分けて3種類ぐらいあります。

1点目は、連携というところで、関係組織との間で協力・分担関係を明確にする、継続的にしてくださいという意見とか、あとは、他省庁連携・調整が重要だという意見ですね。

2点目は、事業の成果の評価について、でございます。

事業の性質上、成果に対する評価というのは、客観的評価・指標というのは、非常に難しい、困難だということは分かります。現状の指標以外にも検討してほしいという意見とか、あとは、成果目標の設定の難しさは理解できる。個別事業ごとに、相手国ともしっかり理解を合わせた上で設定し、フォローアップしていく必要がある。あと、短期的に成果を測定することは難しいと思うが、戦略的な事業展開をお願いしたいというような意見であります。

3点目は、体制についてなんですが、官房に国際課ができたということは、非常に大きな一歩だと。しかしながら、官庁連携以上に、戦略的中枢を国際課、法務省が担ってほしいという意見ですね。あと、法務省として、現状分析、戦略立案、方針確立を伺いたいというような意見もございます。

評価結果は、「事業内容の一部改善」が5票、「現状どおり」が1票でございます。

この結果に基づき、本事業の評価結果案は、多数決になってしまうのですが、「事業内容の一部改善」、取りまとめコメント案は3点ほど、1点目は、関係組織との間で協力・分担関係を明確に進める。2点目は、事業の性質上、成果の評価については非常に難しい、今後とも検討していただきたい。3点目は、国際課というものができた。法務省として、官庁連携以上に戦略的中枢を国際課が担って、リードしてほしいという意見でございます。

この評価結果案について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、当初の案どおり、本事業の評価結果は、「事業内容の一部改善」、それから、取りまとめコメントは、1点目は、関係組織・省庁との連携を強化する。2点目は、成果についての評価軸について、今後とも検討を行う。3点目は、国際課というものができたので、法務省として、この分野のイニシアチブを明確に、戦略立案をとり、イニシアチブをとってほしいということでございます。

この取りまとめコメントでよろしいでしょうか。

では、事業所管部局におかれましては、今後、概算要求に当たり、本結果を活用していただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

官房長 ありがとうございました。

今、御発表いただきましたとおり、「事業内容の一部改善」との評価結果を頂きました。この評価や取りまとめコメントなどを踏まえまして、法務総合研究所においては、概算要求等に当たって、議論の内容を適切に反映して、事業の見直しを進めてください。

以上をもちまして、「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」の審議は終了といたします。ありがとうございました。

本日本日の議事は、これで終了いたします。

最後に、法務副大臣から一言お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

法務副大臣 外部有識者の方々におかれましては、長時間にわたり、大変貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

本日頂いた評価結果につきましては、当省といたしましても、これを真摯に受け止め、予算執行の見直しを図るとともに、今後の予算要求に向けて、より効果的な質の高い行政を実現するという観点から、検討を進めてまいりたいと考えております。

外部有識者の皆様方には、当省の事業に関し、今後とも引き続き御指導、御鞭撻を頂きますようお願いを申し上げます。

本日は御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御協力いただき、誠にありがとうございました。

官房長 これをもちまして、法務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

—了—